

「家庭的養護推進計画」の見直しに向けた施設ヒアリングについて（報告）

概 要

【実施対象】

大阪府所管の児童養護施設（25か所）と乳児院（4か所）に対して個別訪問により実施

【実施期間】

平成30年12月19日（水）～平成31年2月4日（月）

【内 容】

- ① 平成30年7月6日付 国通知「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」についてにより、「新しい社会的養育ビジョン」で示された、施設入所対象となる子どもに関する考え方や、求められる支援体制（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化）のイメージを説明。
- ② 高機能化及び多機能化・機能転換を検討するにあたっては社会的養育の全体像を把握することが重要であることから、「社会的養育体制の全体像（たたき台）」により、市町村など各主体の今後の見直しの方向性を説明。
- ③ 「都道府県社会的養育推進計画」の策定に向けた作業スケジュールおよび「施設整備費採択方針概要」を説明。各施設が策定している現行の「家庭的養護推進計画」を、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、小規模かつ地域分散化の更なる推進と、高機能化及び多機能化・機能転換を新たに盛り込んだものとなるよう、見直しに向けた検討を依頼。（本年夏頃に国への中間報告が求められていることから、6月下旬に大阪府への提出を依頼。）
- ④ 施設見学の上、現時点での施設整備や改修の予定、考え方、課題等について意見交換。

高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた課題

⇒ 本ヒアリングの主たる目的は、「新しい社会的養育ビジョン」で示された今後の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化のイメージを共有し、現行の「家庭的養護推進計画」の見直しを依頼することであるが、これらを進めるうえでの多くの課題を聞き取ることができた。以下、分野ごとに主な内容を整理。

＜人材確保・育成＞

- ・職員を募集しても人が集まらない。今後、里親が増えてきたら、潜在的な職員のなり手がそちらに行ってしまう。障がい分野も含め、福祉の中で人材の奪い合いになっている。
- ・地域分散化にしても、本体施設のユニット化にしても、生活単位が増えればそこを任せられる

ベテラン職員の確保が必要になる。今後数年間は、新たな職員の確保だけではなく、定着と質向上に根気強く取り組まなければならない。現実的に小規模かつ地域分散化を進めるのはその目途がついてからでなければ困難。

- 職員の数を増やしていくことが重要である一方で、職員一人ひとりの子どもとの関わりという点において距離ができてしまうという側面もある。より良い支援の構築には、小さな変化を少しずつ積み上げていくことが大切で、国の言う変化を実現していくに当たって、10年という期間は短すぎる。
- 勤務体制や福利厚生、キャリアアップのシステム等、今の時代に合った労働環境を構築していくことも必要。また、研修等については、座学で学べないことも多く、実習が重要。
- 大規模な法人であれば、専門職員の異動やSV体制を確保できるが、小規模な法人ではそれが難しく、心理職等の専門職の就労が長続きしない。または、そもそも雇えない。
- 子どもに対する支援だけではなく、保護者に対する支援力をいかに向上していくかが、今後の施設の役割を考えるうえでも重要。また、親元に帰す際には、その保護者自身の状態だけではなく、その保護者が、地域の子育てに必要な資源とのつながりをどれくらい作れているか、という見立ても必要。

<職員間の連携>

- チーム間の連携が重要だが、多忙な中で役割分担が明確になることで、逆に縦割りになってしまいう傾向がある。
- 心理や医師など、多様な専門職が必要だが、そもそも施設職員が、多様な専門職を受け入れることの意味を理解できていないように感じる。自分たちの仕事に更なる専門性が加わることによって、今までできていなかったことや、より深い掘り下げができるようになるのではないかと、というような、チームの仕事の変質と底上げまで思いを張り巡らす姿勢が必要。

<宿直体制>

- 労基署の指摘が厳しく、宿直の頻度が増えると直ちに指摘されてしまう。
- 夜間は特に問題が起こりやすい時間帯であり、アルバイトによる対応は困難。仮にアルバイトが対応するとしても、常勤職員とのペアで行う体制が望ましい。そうすると、本体施設の援護がなければ成り立たない。

<小規模かつ地域分散化>

- 地域小規模児童養護施設で預かる子どもと、里親で見ていく子どもの状態像にどのような違いを見出すのかといった整理が必要。
- 地域分散化が進んで数が増えれば増えるほど、本体施設からのSVが大変になる。このため、本体施設から離れた場所に地域分散化を図ることは困難。
- 80名を超えるような大規模な施設に4名×4ユニットの考え方をそのまま当てはめると、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの数を増やさざるを得ないが、それだけの数の生活単位をSVする体制を本体施設で組んだ上で、多機能化や機能転換を行うことは不可

能。施設を分割する、あるいは定数を削減するならどこまでの削減が可能かについて、大阪府において整理の上、示すべき。

- 現行の職員配置では、日中子どもにかかわれる職員は 1 名だけになってしまうが、これでは、緊急時の対応ができない。
- 地域分散化を進める中で、職員一人一人の負担が増大する一方で、子どもも施設では見せていなかった面を見せるようになり、潰れたり辞めてしまう職員が増えている。
- 地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアとして認められるためには、本体施設とどの程度離れることが必要かという点が不明確。また、2 階建てや、一戸建ての集合など、認められるものとそうでないものの考え方の整理が必要。
- 地域小規模児童養護施設では子どもの個室の確保が望ましいが、6 人の子どもに個室を割り振ることができるような大きな物件がなかなか見つからない。
- 今後地域分散化が進む中で、栄養士や調理員といった職員の役割についてもどのように変わっていくのか、早期に示すことが必要

<地域との関係>

- 本体施設は長い歴史の中で地域との関係を構築してきており、その近辺に地域分散化を進めるのであれば比較的容易に地域との関係を築くことができる。一方で、本体施設を離れれば離れるほど、地域からの理解を得ることが困難になり、それらを含めて地域小規模児童養護施設等の職員が調整することは過重な負担になりかねない。
- 困難な子どもばかりを本体に集めた場合、施設の中で暮らすことはできても、学校を始めとする地域資源が不十分であれば、その子どもの地域での生活は成り立たない。施設としての機能強化は、地域資源の充実の状況を見ながら慎重に進めるべき。

<市町村との関係>

- 在宅支援を考える際に、市町村の取り組みを把握しておく必要があるが、市町村にも温度差があり、子育て支援と保健のセクションが別れているところは連携が難しい。
- 一時保護の依頼が多すぎて、市町村からのショートステイの依頼に対応できない。また、ショートステイを引き受ける際の市町村からの情報伝達が不十分な場合がある。
- 総合支援拠点の設置や、ショートステイの更なる実施について、どう取組んだらいいのかわからないという市町村もある。現状、施設と市町村との間には距離があると感じており、今後は施設の方からも積極的に働きかけていく必要がある。

<一時保護>

- 同じユニットの中に措置の子どもと一時保護等の子どもが同居する形をとると、一時保護の子が学校に行かないことで措置の子が登校を嫌がったり、一時保護の子が年長だった場合に他の措置の子が引っ張られて不安定になる等の問題が表面化しがちであることから、スペースを分けておくべき。

- 一時保護の専用のユニットは、高年齢については4名程度が限界。保護単価について、一時保護の場合は年長の方が手がかかるとい実情を加味すべき。
- 回転の速い一時保護という性質が、子どもに寄り添った継続的な支援を希望する職員のモチベーションと合致しない可能性がある。

<自立支援>

- まだまだ職員と子どもの個人的なつながりによる支援が多く、組織的な対応としては不十分。自立支援に向けた設備はあっても、なかなか活用できずにいる状況がある。

<里親支援>

- 保護者の里親への理解がまだまだ浸透していない。小さい子は早く里親につないであげたいが保護者の同意が取れず、やむを得ず施設に措置されることがある。(ただし、大きくなっていく中で必ず問題が生じる時期は来るので、里親に預けた後の施設からのアフターフォローは必要)
- 児童相談所にしても施設にしても、里親に関わる職員が頻繁に異動等で変わるという状況は改善すべき。
- 里親委託を進めるにあたって、様々な関係機関が連携しながら進めていくことになるのはわかるが、「成果に対する評価」の考え方を、それぞれの主体にわかりやすくなされるように整理しておくべき。